



明治安田の養老保険

しんきん らいふ 養老MY



円貨建 一時払養老保険



5年ごと利差配当付一時払特別養老保険(指定通貨建)

☒ 指定通貨

円

米ドル

豪ドル

☒ 払込方法

平準払

一時払

☒ 保険期間

有期

終身

☒ 健康状態の告知

必要

不要

2026年10月新規作成

契約締結前
交付書面
(契約概要・注意喚起情報)
兼
商品パンフレット

ご自身のために、
まとまった資金で
計画的に資産形成をしたい



一時払養老保険

ホームページはこちらから



この商品には
右記のリスクがあります

為替リスク

金利変動リスク(市場価格調整)



この商品は明治安田生命保険相互会社を引受保険会社とする生命保険です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

この商品は、お客さまにご負担いただく諸費用があることや、返戻金に適用される市場価格調整のため、
損失が生じるおそれがあります。また、満期保険金額と死亡保険金額が異なる特別養老保険です。

ご契約前に必ずお読みください。

- 「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」は、ご契約のお申し込みの際の重要な事項を契約概要、注意喚起情報として記載しています。ご契約前に内容を十分にご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 特に、保険金等をお支払いできない場合等、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分については、必ずご確認ください。
- ご契約内容に関する詳細は「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのであわせてご確認ください。

一時払養老保険のお申し込みは当金庫へ。

この街と生きていく

SHINKIN 信用金庫

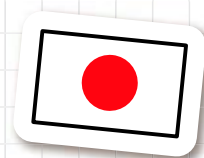
引受保険会社

1.当保険は、預金保険制度の対象ではありません。
2.当保険は預金と異なり元本の保証はありません。

明治安田

商品 特徴

まとまった資金を
円貨建で長期（10年目安）に
運用することで、満期時に
計画的な受け取りが可能な
円貨建一時払
養老保険です。



この商品は、お客さまにご負担いただく諸費用があります。
さらに、解約・減額時の市場金利の情勢によっては、損失が生じるおそれがあります。

➡くわしくは27・28ページへ

ご自身やご家族のために
「資産形成」に役立てたい



- 為替の影響を受けない円貨建商品で資産形成に役立てたい
- 着実な資産形成を重視した商品を選択したい

お客さま専用サイト
MYほけんページ

➡くわしくは13ページへ

MYほけんページに登録することで、ご契約内容の確認やお手続き等ができます。

- 商品のしくみは ➡くわしくは7・8ページへ
- アフターフォローについては ➡くわしくは13～16ページへ
- 用語説明は ➡くわしくは17ページへ

「人生100年時代」のライフイベントと 必要資金

これからの人生をどのように過ごしていきたいですか？

「人生100年時代」に突入しました
豊かな人生を築くために、まずは「今」を見つめ直し、
これからの人生で必要となるお金について、しっかりと考えてみましょう

ライフスタイルや価値観が多様化する現在において
人生が長期化することで
「できることや備えるべきこと」がふえています

<イメージ図>

就職

多様な働き方(テレワーク)

夢中になれる趣味

結婚

子育て(進学、習い事)

キャリアアップ

住宅購入

起業・転職

50歳
前後

セカンドライフ資金の本格準備

学び直し

定年退職、就業延長、独立

趣味や余暇の充実

親の介護

社会貢献

エンディングに向けた準備

家族との団らん

自身や配偶者の介護

100歳

現役世代(前半)

現役世代(後半)・セカンドライフ準備期

セカンドライフ期

夢や希望の実現には、資金計画が必要です

●総世帯のうち勤労者世帯の1ヵ月あたりの実支出 出典①

単身	約24.8万円
全世帯平均	約37.1万円

●結納・婚約から新婚旅行までにかかった費用総額(推計値) 出典②

平均	454.3万円
----	---------

●旅行費用(1回あたり) 出典③

国内旅行	約2.9万円
海外旅行	約11.1万円

●教育資金(幼稚園から大学まで・一人あたり) 出典⑦

すべて国公立	約1,060万円※
すべて私立	約2,695万円※

●住宅購入資金 出典⑧

土地付注文住宅	約5,007万円
マンション	約5,592万円

●住宅リフォーム資金 出典⑨

約	154万円
---	-------

●高齢夫婦無職世帯の1ヵ月あたりの実支出 出典④ 出典⑤

基本生活費	約28.9万円
-------	---------

ゆとりある老後生活費	約39.1万円
------------	---------

●相続税額(亡くなった方一人あたり) 出典⑥

約	1,946万円
---	---------

●介護の費用(平均介護期間55ヵ月) 出典⑩

約	542万円
---	-------

●お墓の建立費用の全国平均額 出典⑪

169.5万円

※高校、大学等の無償化については考慮していません。

平均介護期間 55ヵ月 × 月平均介護費用 約9万円 + 一時的な費用 約47万円 = 計 約542万円

生命保険を選択肢の一つとして考えてみませんか

長期的・安定的に「ふやす」生命保険ならではの特徴

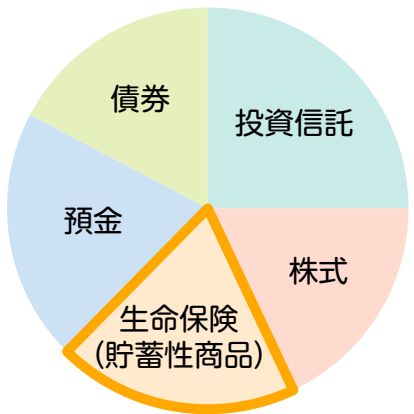
特徴

1

生命保険(貯蓄性商品)は長期運用を前提とした、安定的な資産形成が可能です

金融商品それぞれの「安全性と収益性」等の特徴を考慮し、バランス良く組み合わせることが大切です。生命保険(貯蓄性商品)は、資産形成ポートフォリオの「長期・安定」部分を担うことができます。

資産形成ポートフォリオ
(イメージ)



※資産形成ポートフォリオとは、ご自身の保有する(保有を予定している)資産の組み合わせやその比率のことをいいます。

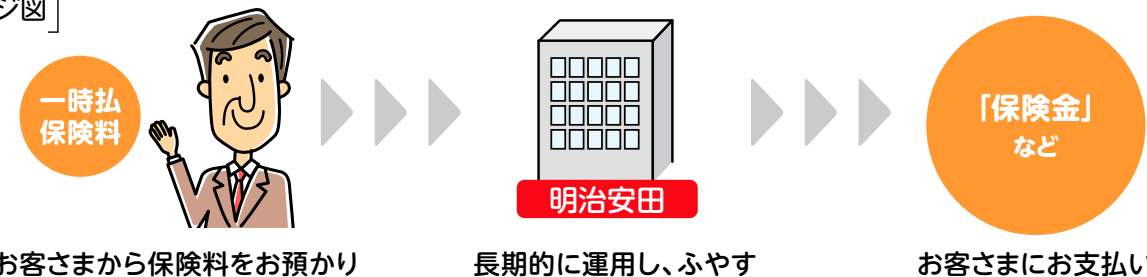
特徴

2

お預かりした保険料は明治安田が運用します

明治安田が時間をかけて安定的にふやします。

[イメージ図]



特徴

3

特別控除額(50万円)以下であれば、課税されません

ご契約者(保険料負担者)と満期保険金や返戻金の受取人が同一の場合一時所得として総合課税(所得税・住民税)の対象となります。

$$\left[\text{満期保険金・返戻金} - \text{一時払保険料} - \text{特別控除額 50万円} \right] \times \frac{1}{2} = \text{課税対象額}^{*1,*2}$$

この金額がほかの所得と合算され、総合課税の対象となります

*1 その年のほかの一時所得となる金額とあわせて計算します。商品や解約時の経過年数によっては源泉分離課税の対象となることがあります。
*2 所得税には復興特別所得税があわせて課税されます。

➡くわしくは32・33ページへ

将来への準備はできていますか

～資産の保有目的は年代とともに変わります～

※保険期間は7・10・15年から選択可能ですが、将来のまとまった支出への備えについて、本商品の魅力を感じていただきやすい一例として、「15年後」を掲載しております。

年代別保有金融資産の保有目的ランキング

	世帯主の年齢別					
	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代
第1位	老後の生活資金					
第2位	こどもの教育資金	こどもの教育資金	こどもの教育資金	病気や不時の災害への備え	病気や不時の災害への備え	病気や不時の災害への備え
第3位	病気や不時の災害への備え	病気や不時の災害への備え	病気や不時の災害への備え	こどもの教育資金	旅行、レジャーの資金	旅行、レジャーの資金

(出典)金融経済教育推進機構「家計の金融構造に関する世論調査(2025)」に基づき明治安田作成

15年後を見据えた資金準備のヒント

現在	15年後	備えるヒント(例)
30代	40代 ↓ 50代	<教育や住宅関連など、まとまった支出が重なりやすく、将来への備えを考え始める時期に> ☑ 老後資金(生活費、趣味・教養費など) ☑ 医療・介護費用(入院、通院、介護サービス利用など) ☑ 教育資金(受験、学習塾、習い事など) ☑ 住宅資金(購入、リフォーム、設備更新など)
40代	50代 ↓ 60代	<医療・介護や住まいの見直しなど、老後に向けた備えを具体的に考え始める時期に> ☑ 老後資金(生活費、趣味・教養費など) ☑ 医療・介護費用(入院、通院、介護サービス利用など) ☑ 家族への支援金(教育支援、住宅取得支援、生活支援など) ☑ 住宅資金(住み替え、リフォーム、バリアフリー改修など)
50代	60代 ↓ 70代	<健康や暮らし、ご家族への想いなど、これからの備えを考える時期に> ☑ 老後資金(生活費、趣味・教養費など) ☑ 医療・介護費用(入院、通院、介護サービス利用など) ☑ 旅行・レジャー費用(国内・海外旅行、余暇活動など) ☑ 住宅資金(バリアフリー改修、自宅整理、見守り設備導入など)
60代	70代 ↓ 80代	<安心した暮らしやご家族への資産継承などを考える時期に> ☑ 老後資金(生活費、趣味・教養費など) ☑ 医療・介護費用(入院、通院、介護サービス利用など) ☑ 住宅資金(住み替え、自宅整理、見守りサービス利用など) ☑ 相続対策資金(相続準備、生前整理、葬儀準備など)

商品のしくみ



- この商品はお客さまにご負担いただく諸費用があります。さらに、解約・減額時の市場金利の情勢によっては、損失が生じるおそれがあります。[くわしくは27・28ページへ](#)
- 市場金利の情勢等によっては、お取り扱いの内容が変更となる場合があります。

動画でチェック!



商品のポイント説明についてご確認ください

特徴

1

満期までご継続いただいた場合に、満期保険金が大きくなるしくみです。

- 死亡保険金・返戻金を抑えることや、返戻金に市場価格調整を適用することにより、満期までご継続いただいた場合に、**満期保険金額が大きくなるしくみです。**



市場価格調整により算出された返戻金が、一時払保険料(基本保険金額)を下回ることがあります。

特徴

2

ご契約時に確定します。に満期保険金額が

- 満期保険**の予定利率**時に確定**
- 満期保険金ません。

金は、基本保険金額とご契約時等によって決まるため、**ご契約**します。

には市場価格調整は適用され

特徴

3

満期までの期間・満期保険金を受け取るタイミングを選択できます。

- 保険期間を、**7年・10年・15年**から選択できるため、ニーズに応じた計画的な資産形成が可能です。
- 満期保険金は、**すえ置くことができ、**お受け取りいただくタイミングを選択できます。
(保険期間「7年」は**最長7年**、
保険期間「10年」・「15年」は**最長10年**)
- すえ置かれた満期保険金には市場価格調整は適用されません。

商品のしくみ [イメージ図]

契約年齢範囲(契約日における満年齢)

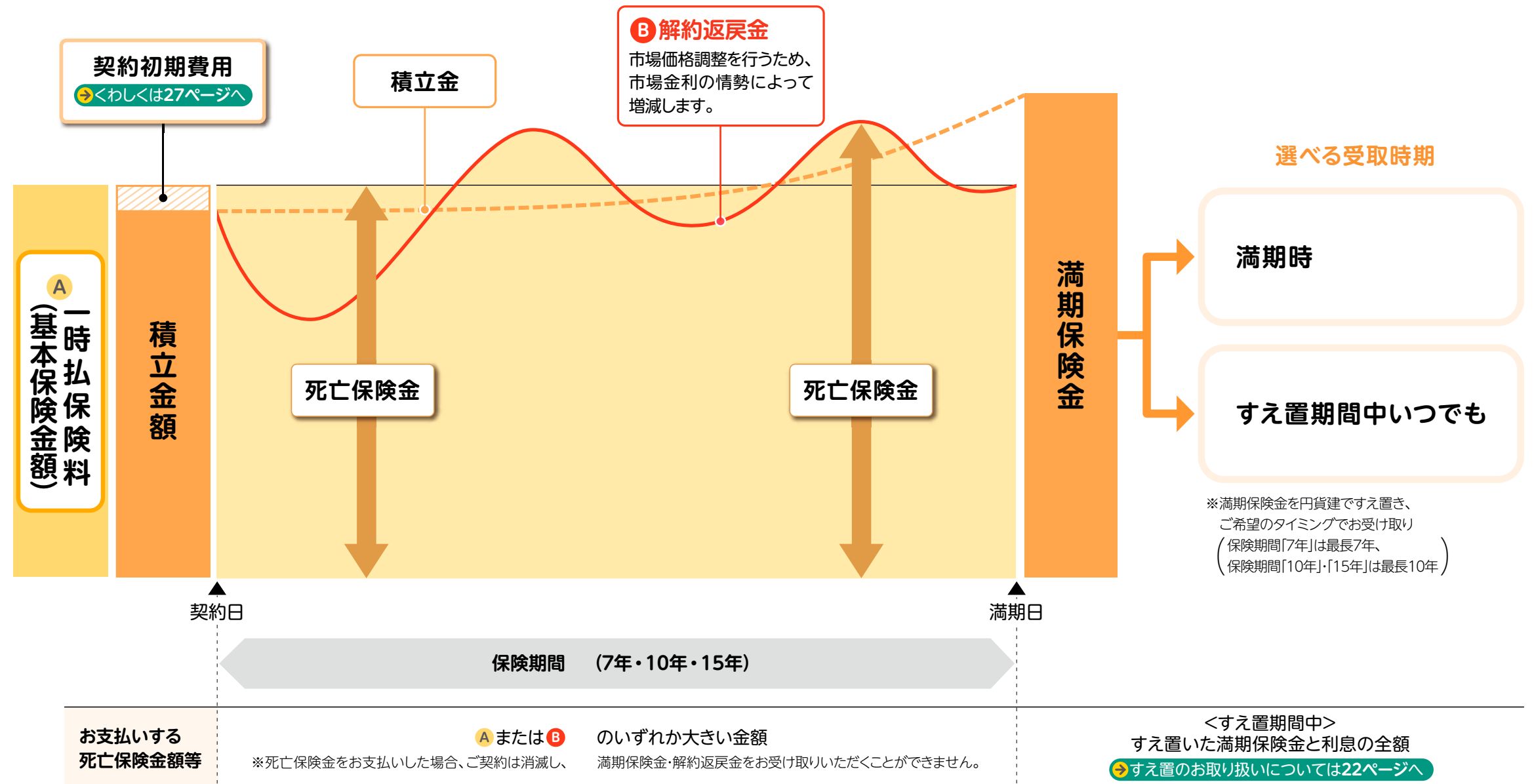
保険期間	被保険者	ご契約者
7年	0歳～88歳	18歳～88歳
10年	0歳～85歳	18歳～85歳
15年	0歳～80歳	18歳～80歳

入金・運用通貨



健康告知

なし



商品パンフレット

契約締結前交付書面

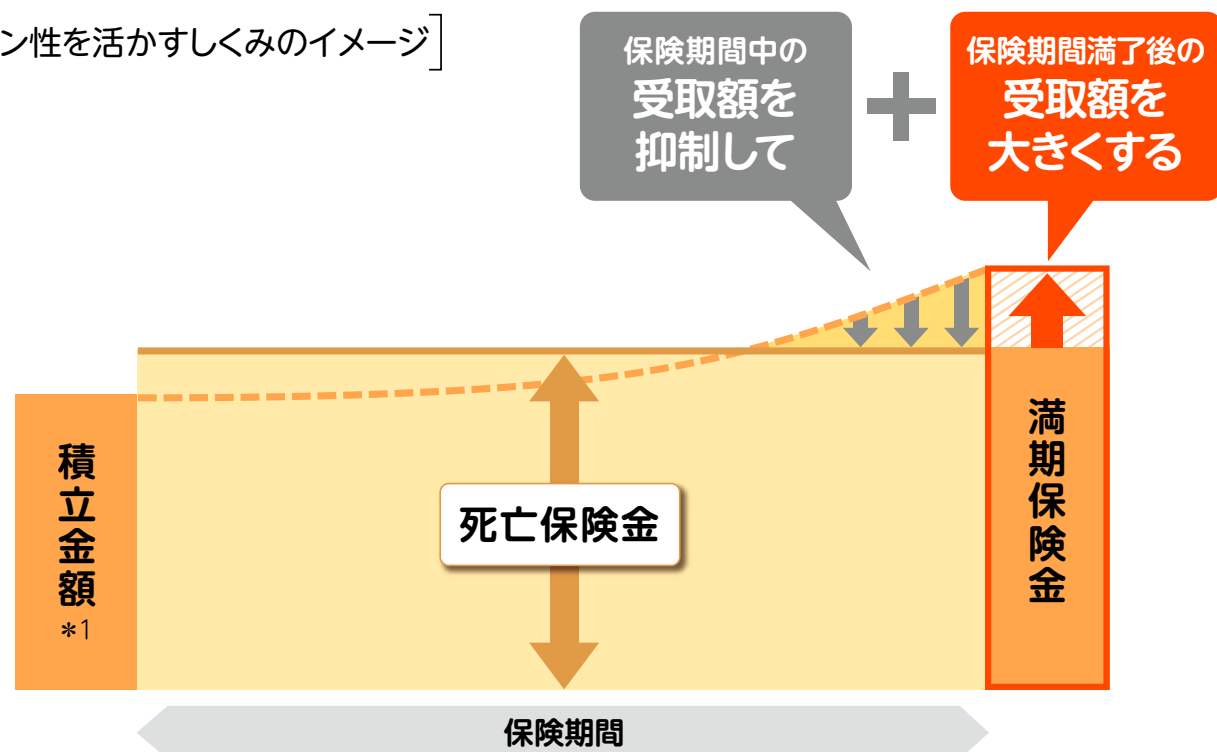
契約概要

注意喚起情報

「ふやす」に役立つ当商品ならではの特徴

トンチン性を活かして、
保険期間中の死亡保険金を抑制し、
満期保険金を大きくしています

〔トンチン性を活かすしくみのイメージ〕



お受取例
・60歳男性
・一時払保険料：1,000万円

保険期間	予定利率	満期保険金	死亡保険金 ^{*2}
15年	2.00%	1,308万円	
10年	1.50%	1,122万円	1,000万円
7年	1.50%	1,082万円	

^{*1} 保険料のなかから、将来の保険金など(死亡保険金・返戻金・満期保険金)をお支払いするために、必要な金額を積み立てたお金のことで、期間の経過とともに増加します。

^{*2} 基本保険金額よりも、「被保険者が死亡した日における解約返戻金額」の方が大きい場合は、「被保険者が死亡した日における解約返戻金額」をお支払いします。

トンチンとは、イタリア人のロレンツォ・トンティが考案した保険制度に由来したもので、「死亡した方の保障を抑え、その分を生存している方の受取額に反映するしくみ」のことをいいます。本商品においても、トンチン性により満期日まで生存している方がより多く満期保険金を受け取ることができます。

※この商品は、満期保険金額と死亡保険金額が異なる特別養老保険です。

※上記は、トンチン性を簡易的に説明したものです。

※上記の数値等のご契約の例におけるものであり、実際のご契約内容に応じて予定利率や満期保険金額等は異なります(上記より小さくなることもあります)。

生命保険を選択肢の一つとして考えてみませんか

万一のことがあった場合の生命保険ならではの特徴

受取人を指定できます

原則、
遺産分割協議
は不要

ご契約いただく際に「死亡保険金受取人」をご指定いただくため、将来どなたがどれだけ受け取るかを、ご自身の意思で決めておくことが可能です^{*1}。

^{*1} 死亡保険金受取人には、ご指定いただける続柄の範囲があります。

すみやかに現金を受け取れます

死亡保険金受取人があらかじめ決まっているため、原則として遺産分割協議の対象から外れます^{*2}。
死亡保険金受取人によるお手続きにより、すみやかに現金化することが可能です。



すみやかに
現金化

^{*2} 生命保険金は、死亡保険金受取人固有の財産とされています。

ただし、相続人の間に著しい不公平が生じる場合には、死亡保険金受取人固有の財産とみなされない可能性があります。

さらに、
**死亡保険金には相続税の非課税限度額
(500万円×法定相続人の数)
があります。**

「ご契約者と被保険者が同一で、死亡保険金受取人が相続人の場合」に限ります。上記の「法定相続人の数」には、相続を放棄した人も含みます。



(例) 法定相続人が3人の場合
500万円×3人=1,500万円が非課税扱い

※上記取り扱いは、2026年9月現在の税制に基づいており、将来変更される場合があります。

この商品にかかる費用について

この商品には、ご契約者にご負担いただく費用があります。[👉詳しくは27ページへ](#)

契約時および保険期間中

■契約初期費用

ご契約の締結にかかる費用	一時払保険料(基本保険金額)に対して契約初期費用率を乗じた金額を契約時に控除します。 👉「契約初期費用率」については27ページへ
--------------	---

■保険契約関係費用

以下の費用を積立金から毎年控除します。

ご契約の維持・管理等に必要な費用	被保険者の契約年齢、性別およびご契約後の経過期間等により異なるため、表示しておりません。
満期保険金・死亡保険金にかかる費用	

「契約初期費用」「保険契約関係費用」は一時払保険料以外に別途お払い込みいただくものではありません。満期保険金額・死亡保険金額・返戻金額等は、すでにこれらの費用が差し引かれた後の金額となります。

■解約時にかかる費用

解約時に控除される費用はありません。

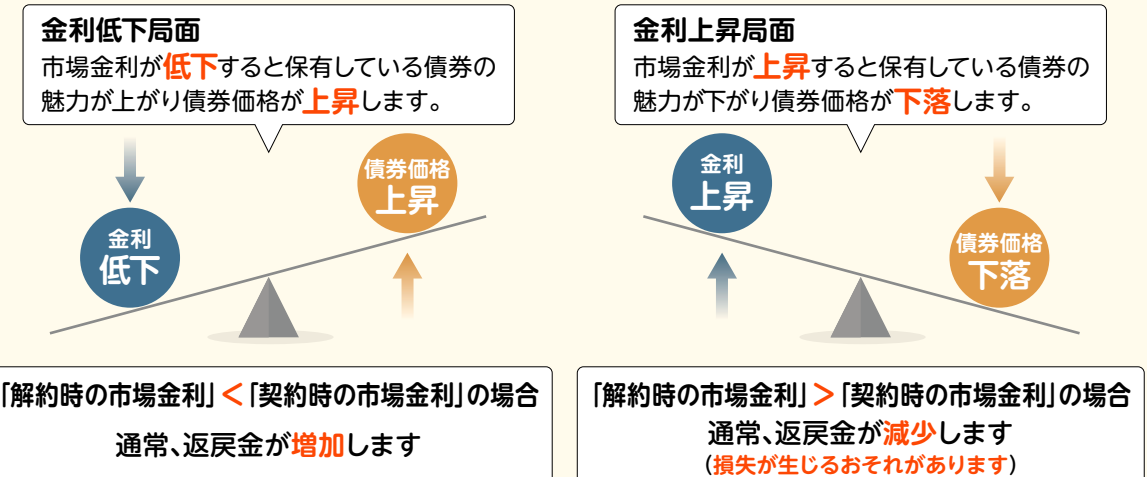
この商品にかかるリスクについて

この商品の解約時には金利変動リスク(市場価格調整)があります。

この商品は、積立金を固定金利の債券等で運用していますが、市場金利の情勢に応じて債券の売却価格は変動します。この債券の価値の変動を返戻金額に反映させる市場価格調整を、この保険では適用します。具体的には、解約または減額などの際の市場金利がご契約時と比較して低下した場合には、返戻金額は増加することがあります。

一方、市場金利が上昇した場合には返戻金額が減少することがあります。そのため、返戻金額が一時払保険料(基本保険金額)を下回り、**損失が生じるおそれがあります。**

■市場金利の変動が債券価格に影響を与えるイメージ



この保険における「金利変動リスク」は、ご契約者が負います。[👉詳しくは28ページへ](#)

市場価格調整とは？ [👉詳しくは25ページへ](#)

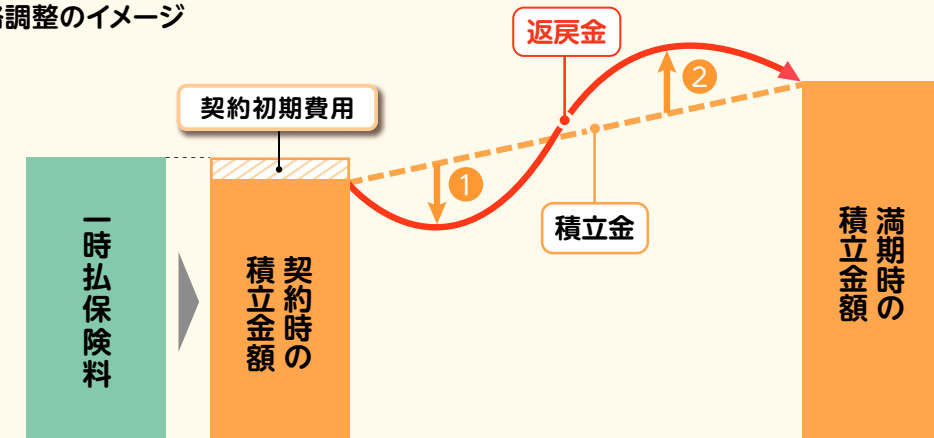
市場価格調整とは、市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を返戻金額に反映させる手法をいいます。そのため、解約する際の市場金利に応じて、返戻金額が増減します。

市場価格調整のポイント

- ①「解約時の市場金利」>「契約時の市場金利」となる場合、通常、返戻金は**減少**します。
- ②「解約時の市場金利」<「契約時の市場金利」となる場合、通常、返戻金は**増加**します。

※上記の内容は変動のイメージを示したものです。具体的な返戻金の計算方法については25・26ページをご覧ください。

■市場価格調整のイメージ



動画でチェック!



金利変動リスクについてご確認ください

商品パンフレット

契約締結前交付書面

契約概要

注意喚起情報

アフターフォローについて



お客さま専用サイト

MYほけんページの登録方法については37・38ページをご覧ください。

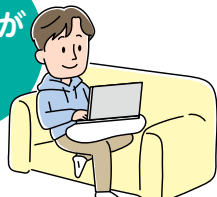
「MYほけんページ」では、ご契約内容の確認やお手続き等ができます

ご契約内容が
わかる



家からでも外出先からでも
ご契約内容を確認できます

お手続きが
できる



ご契約者住所等の変更や
解約手続きができます*1

メールで
ご案内が届く



各種サービスのご案内等を
メールでお知らせします*2

【WEB解約の受付時間は次のとおりです】

WEB解約



月曜～日曜 8:00～23:00

*1 WEBでの解約手続きには、受取口座とワンタイムパスワードを受信するための携帯電話番号の事前登録が必要です。
また、受取口座への着金には、お手続きから3営業日程度かかります。
*2 MYほけんページへのメールアドレスの事前登録が必要です。



ご契約内容が
わかる



照会日時点のご契約
内容を確認できます

書類の
ご請求や
お手続きが
できる



死亡保険金等のお手続き
書類やお受取人等
の変更書類のご請求、
解約手続きができます*3*4

*3 ご請求は契約者ご本人さま(死亡保険金のご請求はお受取人さま)からお願いいたします。
*4 受取口座への着金にはお手続きから2営業日程度かかります。また「減額」は電話解約の対象外です。

⚠ 電話解約のお手続きには、**受取口座と、携帯電話番号または暗証番号の事前登録が必要です。**

明治安田
コミュニケーションセンター



ようこそ ハロー
0120-453-860

月曜～金曜 9:00～18:00
土曜 9:00～17:00
(いずれも祝日・年末年始を除く)

【電話解約の受付時間は次のとおりです】

電話解約



月曜～金曜 9:00～18:00



ホームページ(チャットサービス等)

お手続き方法の確認などは、ホームページ上の「チャットボット」や
フォーム入力の「かんたんお手続きフォーム」を24時間365日
ご利用いただけます。ホームページの「よくあるご質問」も
ご活用ください。

チャットサービス等
のご利用はこちら



よくあるご質問の
ご利用はこちら



※これらのサービス・取扱条件は、2026年10月現在のものであり、将来変更される場合があります。

ご契約後の明治安田からのご案内

ご契約後

1 ご契約締結内容通知書

- 送付方法:簡易書留
- 発送時期:通常、ご契約成立後3営業日程度で発送
※ただし、お申込内容により、さらに日数を要する場合があります。

2 【MYほけんページIDのお知らせ】または 【MYほけんページIDのご案内】

- 発送時期:ご契約成立後2週間程度で発送
※受取口座の登録状況等により通知名称は異なります。

通知に記載のIDで
MYほけんページを
ご利用ください。

3 生命保険料控除証明書(控除証明書はご契約年のみの発送)

- 1月1日から9月30日までのご契約 → 9月下旬～10月下旬頃に発送
- 10月1日から12月31日までのご契約 → ご契約成立後に随時発送

保険
期間中

4 明治安田からのお知らせ

- 原則、年1回発送いたします(契約応当月の3ヵ月前)
※複数の契約にご加入いただいている際は、明治安田が代表契約を選定します。

※上記以外にもご案内することがあります。

※これらのサービス・取扱条件は、2026年10月現在のものであり、将来変更される場合があります。

商品パンフレット

契約締結前交付書面

契約概要

注意喚起情報

～確実なお支払いのための取り組み～

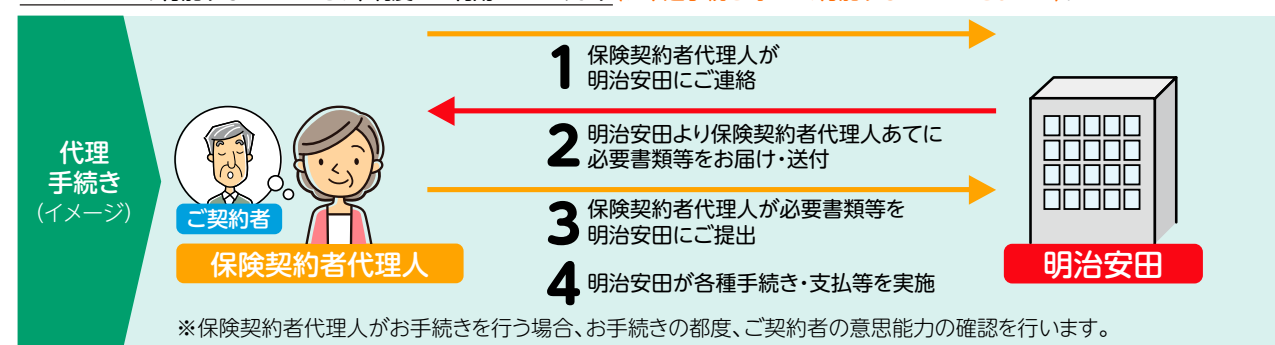
お客さまに確かな安心をお届けするためにご高齢者にも優しい制度をご用意しています。

契約者手続サポート制度(保険契約者代理特約)

例えば、ご契約者が認知症などで意思表示が難しくなってしまった場合…

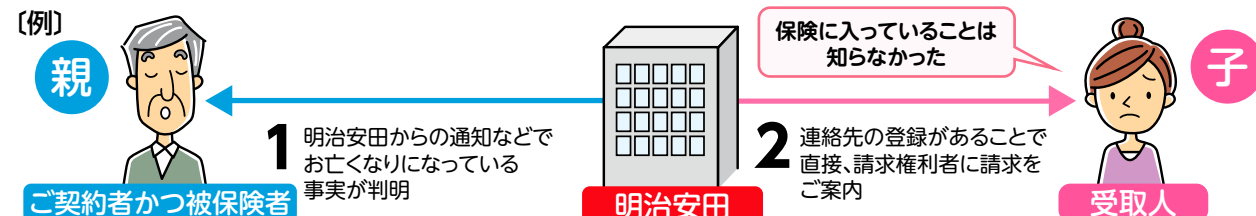
ご契約者が、ご契約に関するお手続きをする意思表示が困難な場合などに、あらかじめ指定された保険契約者代理人が、ご契約者に代わって所定のお手続きを行うことができます。ご契約後、保険契約者代理特約はMYほけんページからのみ追加することができ、本制度をご利用いただけます(お申込手続き時には、付加することができません)。

MYほけんページから登録いただけます!



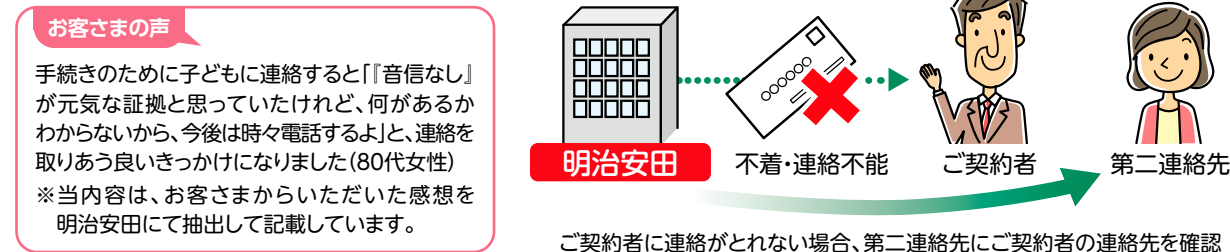
ご契約関係者の連絡先登録

ご契約関係者(被保険者・受取人)のご連絡先を新たに登録いただくことで、請求権利者と直接連絡をとることが可能となり、より確実・迅速なお支払いを実現いたします。



MY安心ファミリー登録制度

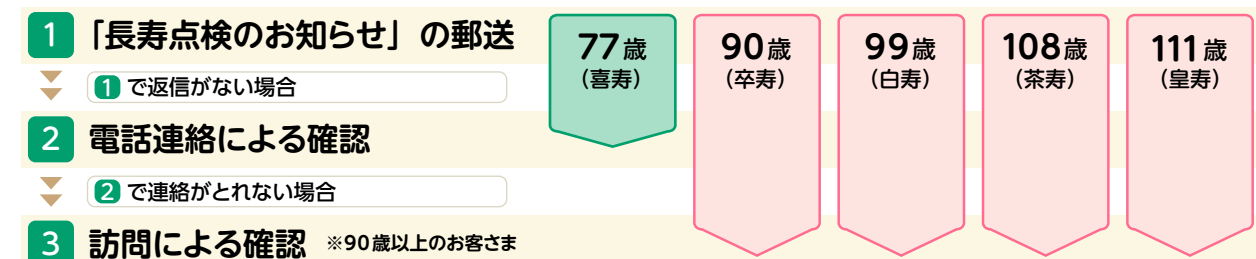
あらかじめご契約者以外の連絡先(第二連絡先)を登録いただくことで、明治安田からお客さまへの連絡をしっかりフォローします。



MY長寿ご契約点検制度

保険金等を確実にお支払いするため、長寿の節目を迎えられるご契約者に、保険金等のご請求やご連絡先・受取人変更の有無を確認する明治安田独自の制度です。

■ ご契約点検の流れ



「MYアシスト+ (プラス)」制度

生命保険のお手続きの際に加齢に伴う視力・聴力の低下や長期療養および後遺症等により、**自筆困難等のご自身でのお手続きが難しいお客さまをサポートします。**

※お客さまに意思能力があることが前提です
※新契約のお手続きは除きます

サポートメニュー お手続きの内容に応じて…

明治安田職員による代筆

丁寧な説明と聞き取り

ご自宅等に明治安田職員が訪問し、お手続きの代筆をいたします
※本制度に登録がなくても明治安田職員による代筆の利用は可能です

「MYアシスト+ (プラス)」制度にお申し込みいただくと…

お客さまご連絡

登録番号からお客さまを特定し、担当者がご相談内容を確認いたします

さらにアシスト・デスクを用意

ご契約内容やお手続きについて、専任の担当者が電話やメールで直接回答いたします

※これらのサービス・取扱条件は、2026年10月現在のものであり、将来変更される場合があります。

みんなの健活サービス

明治安田は、「健康に向けた前向きな活動=健活」に一緒に取り組む「みんなの健活プロジェクト」の一環として、病気の予防・早期発見や重症化予防等に役立つさまざまなサービスをご用意しています。

明治安田のサービスはWEB (MYほけんページ) および電話でご利用いただけます。

MYほけんページにてご利用いただけるサービスです。

明治安田ホームページからアクセスしてください。

電話でご利用いただけるサービスです。

お手元にMYほけんページIDもしくは生命保険証券番号のいずれかがをご用意ください。

早期発見・受診・治療

検診予約サービス

“けんしん”(健康診断・がん検診)を全国の医療機関から比較検討することができます。価格、検査コース等の条件を設定し、WEBからかんたんに検索・予約できます。

提供:マーン(株)

オンライン診療サービス

ご自宅等にいながら、インターネットを通じて病院やクリニックの診療を受けていただくことができます。

提供:(株)MICIN

専門家による電話相談

24時間健康相談サービス

保健師・看護師等が、ご自身やご家族の健康・妊娠・育児に関する電話相談を24時間無料でお受けいたします。

提供:ティーベック(株)

介護・障がい相談サービス

ケアマネジャーや社会福祉士等が、介護・障がいに関するさまざまな電話相談を無料でお受けいたします。

提供:明治安田システム・テクノロジー(株) 介護の広場本部/ティーベック(株)

※上記のサービスのほかにも、お客さまの健康状態に応じた幅広いラインアップをご用意しています。

サービスのご利用については、MYほけんページでご確認いただくか、明治安田コミュニケーションセンターにお問い合わせください。

※「みんなの健活サービス」は、各業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については明治安田生命保険相互会社が保証するものではありません。サービスのご利用は、お客さまの判断のもとに行ってください。万一、サービス提供を受けた結果、損害・紛争が発生しても明治安田生命保険相互会社は責任を負いかねます。

※サービスのご利用には所定の条件がございます。ご要望にそえない場合もございますので、ご利用条件の詳細、ご不明な点は各業務委託先へお電話等にてご相談ください。

※サービスのご利用には「健康・医療・介護等に関するサービス取扱規定」が適用されます。

※サービスの内容は、2026年10月現在のものであり、予告なく中止、変更される場合がありますのであらかじめご了承ください。

用語説明

一時払保険料	保険契約締結のお申し込みの際にお払い込みいただく金額のことをいいます。
基本保険金額	保険金等を支払う場合の基準となる金額のことをいい、一時払保険料のお払込金額と同額となります。
積立金	将来の保険金等の支払いのために、明治安田が積み立てる金額のことをいい、契約初期費用・保険契約関係費用を差し引いた後の金額であり、期間の経過とともに増加します。
返戻金	ご契約を解約・減額をされた場合にご契約者にお支払いする金額です。 この商品は、市場価格調整を適用して返戻金額が算出されます。
予定利率	保険金等を算出する際に基準となる利率のことをいいます。 毎月2回（1日と16日）、保険期間に応じて設定します。 契約日が申込日と異なる場合は、契約日の予定利率が適用されます。 具体的な利率は、「生命保険ご提案書」等をご確認ください。
契約年齢	契約日におけるご契約者または被保険者の満年齢のことをいいます。 特に指定のない場合、本資料では契約日における被保険者の満年齢をさします。
すえ置	満期保険金を満期日にお受け取りにならず、満期保険金の全額を円で、明治安田所定の利率によりすえ置く方法のことをいいます。すえ置期間は保険期間7年では最長7年、保険期間10年・15年では最長10年で、すえ置かれた満期保険金の全部または明治安田の定める範囲で一部をお受け取りいただくことができます。すえ置期間中にすえ置かれた満期保険金の受取人が死亡した場合は、受取人の相続人にすえ置いた満期保険金と利息の全額をお支払いし、すえ置のお取り扱いは終了します。

MEMO

契約概要

- 「契約概要」には、商品内容に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。
- 「契約概要」に記載されたお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表の事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1 引受保険会社の名称と住所等について

- **名 称** 明治安田生命保険相互会社
- **住 所** 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
- **連絡先** 明治安田コミュニケーションセンター
☎ 0120-453-860
ホームページアドレス <https://www.meijiyasuda.co.jp/>

2 商品の特徴について

- **保険商品の名称(正式名称)**
5年ごと利差配当付一時払特別養老保険(指定通貨建)
 - **商品の特徴**
 - 円貨建・一時払養老保険は、円貨建の養老保険であり、ご契約時に保険期間を7年、10年、15年のいずれかから選択いただき、一定期間の死亡保障と将来のまとまった資金準備を兼ね備えた保険です。*
 - 満期時に、満期保険金をお支払いします。なお、この保険は死亡保険金額や解約された場合の返戻金額を抑えることで、満期保険金額を大きくしています。
 - 満期保険金はすえ置くことができます。すえ置期間は、保険期間7年の場合は最長7年、保険期間10年または15年の場合は最長10年です。*
 - 市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を解約または減額などの際の返戻金額に反映させる市場価格調整を適用します。そのために、解約または減額などの際の市場金利に応じて返戻金額は増減します。
- *市場金利の情勢等によっては、お取り扱いの内容が変更となる場合があります。
- Q 参照** この商品の費用・リスクについては、27・28ページをご覧ください。

3 保障内容について

■ 保険金のお支払事由

保険金	お支払いする場合	お支払額	受取人
満期保険金	被保険者が保険期間満了時に生存しているとき	満期保険金額	満期保険金受取人
死亡保険金	被保険者が責任開始時以後、保険期間中に死亡したとき	次のいずれか大きい金額 ・基本保険金額 ・被保険者が死亡した日における解約返戻金額	死亡保険金受取人

※死亡保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅し、満期保険金はお支払いしません。
※高度障害保険金はありません。

■ 保険金をお支払いできない場合

Q 参照 保険金をお支払いできない場合については30ページをご覧ください。

■ 特約について

保険契約者代理特約(契約者手続サポート制度)

- ご契約者が、ご契約に関するお手続きをする意思表示が困難な場合などに、あらかじめ指定された保険契約者代理人が、ご契約者に代わって所定のお手続きを行うことができます。
- ご契約後、保険契約者代理特約はMYほけんページからのみ付加することができ、本制度をご利用いただけます(お申込手続き時には、付加することができません)。

所定のお手続き	住所変更、保険金額の減額、解約などの、ご契約者が行うご契約に関するお手続きが対象となります。ただし、次のお手続きは対象外です。 ●ご契約者の変更手続き*1 ●保険契約者代理人の変更手続き ●保険金等の受取人の変更手続き ●ご契約者と被保険者が同一人である場合の、被保険者の同意を要するお手続き
保険契約者代理人	保険契約者代理人は1名とし、ご契約者に代わって行うお手続き時における、次のいずれかの者です。 ①ご契約者の戸籍上の配偶者 ②ご契約者の直系血族(祖父・祖母・父・母・子・孫など) ③ご契約者の兄弟姉妹 ④ご契約者の3親等内の親族(配偶者の父母・おじ・おば・おい・めいなど) ⑤次のいずれかの者で、ご契約者のためにお手続きをする適切な関係があると明治安田が認めた者*2 ア. 上記の①から④までの者以外で、ご契約者と同居している者(内縁関係(事実婚)の配偶者、同性パートナー*3など) イ. ご契約者から委任を受ける等により、ご契約者の財産の管理を行っている者*4 (保険契約者代理人の取り扱いが受けられない場合) 保険契約者代理人がお手続き時において、次のいずれかに該当する場合は、保険契約者代理人としての取り扱いを受けることはできません。 ●未成年者*5 ●成年被後見人*5 ●破産者で復権を得ない者 また、保険契約者代理人が、ご契約者をお手続きを行う意思表示が困難な状態などに故意に該当させた場合も保険契約者代理人としての取り扱いを受けることはできません。

- *1 被保険者と保険契約者代理人が異なる場合の、被保険者を新たなご契約者とする変更手続きは、代理可能なお手続きです。
- *2 明治安田が定める書類の提出により、ア、イ、いずれかの者に当たること、および、適切な関係があることが確認できる者に限ります。
- *3 男女の婚姻関係と異ならない程度の事実を備える、戸籍上の性別が同一である社会生活関係の相手方をいいます。
- *4 会社等の団体(団体の代表者を含みます)を除きます。
- *5 保険契約者代理人としての取り扱いを受けることができない未成年者や成年被後見人の親権者や後見人も、お手続きはできません。

■ 予定利率について

- 保険金額等を算出する際に基準となる利率であり、積立金に適用されます。
- 毎月2回(1日と16日)、明治安田*が設定します。契約日に適用された予定利率は、保険期間中に変動しません。
- 一時払保険料や積立金が予定利率でそのまま複利運用されるものではありません。また、実質的な利回りとは異なります。

*日本国債の流通利回りをもとに設定します。

■ 実質的な利回りについて

- この商品では、満期保険金額の一時払保険料(基本保険金額)に対する年換算利回り(複利)を実質的な利回りとしております。
- 保険期間中の返戻金がこの利回りで増加するものではありません。
- 実質的な利回りは、契約年齢、性別および予定利率により異なりますので、「生命保険ご提案書」等にてご確認ください。

■ 積立金について

- 将来の保険金等のお支払いのために、明治安田が積み立てる金額のことをいい、契約初期費用・保険契約関係費用を差し引いた後の金額となります。
- ご契約時にご契約の締結に必要な費用が差し引かれますので、ご契約後一定期間内は積立金が基本保険金額を下回ります。

■ すえ置について

- 満期保険金は全額を円で、明治安田所定の利率*によりすえ置くことができます。
*この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。
- すえ置期間は保険期間により、以下のとおりです。

保険期間	すえ置期間
7年	満期日から最長7年
10年・15年	満期日から最長10年

- すえ置かれた満期保険金の受取人は、すえ置期間中いつでもすえ置かれた満期保険金の全部または明治安田の定める範囲で一部のお支払いを請求することができます。この場合、ともにすえ置かれた配当金やすえ置期間中の利息もあわせて受け取ることができます。
- すえ置期間中にすえ置かれた満期保険金の受取人が死亡した場合は、受取人の相続人にすえ置いた満期保険金と利息の全額を一時にお支払いし、すえ置のお取り扱いは終了します。
- 死亡保険金のすえ置のお取り扱いはありません。

 適用される利率については明治安田ホームページ(裏表紙参照)をご覧ください。

■この商品は生命保険です

この商品は明治安田生命保険相互会社を引受保険会社とする生命保険です。このため、預金とは異なり、預金保険制度の対象ではなく、また、元本割れすることがあります。

保険料の払込方法		一時払		
保険期間		7年・10年・15年		
契約年齢範囲 (満年齢)		保険期間	被保険者	ご契約者
		7年	0歳～88歳	18歳～88歳
		10年	0歳～85歳	18歳～85歳
		15年	0歳～80歳	18歳～80歳
一時払保険料	最低保険料	100万円		
	最高保険料 ^①	被保険者の年齢によって以下のとおり 0歳～満15歳：満期保険金1,000万円に対応する保険料 満16歳～満17歳：満期保険金5,000万円に対応する保険料 満18歳～満88歳：満期保険金5億円に対応する保険料		
	取扱単位	10万円		
基本保険金額の増額・減額		増額：取り扱いません 減額：取り扱います		
告知		健康告知や職業告知は不要でご加入いただけます		
満期保険金受取人の範囲 ^②		ご契約者のみ		
死亡保険金受取人の範囲		原則、被保険者の配偶者、3親等以内の親族		
契約者貸付		取り扱いません		
すえ置	満期保険金	保険期間7年：満期日から最長7年 保険期間10年・15年：満期日から最長10年		
	死亡保険金	取り扱いません		

① 同一被保険者がすでに明治安田の商品に加入済の場合は、上記金額までご加入いただけないことがあります。

② ご契約成立後に満期保険金受取人を変更される場合は、明治安田コミュニケーションセンターへお申し出ください。

※市場金利の情勢等によっては、お取り扱いの内容が変更となる場合があります。

※ご契約の具体的な内容については、後日郵送されるご契約締結内容通知書を必ずご確認ください。

●配当金は、資産の運用成果による剰余金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとの契約応当日にお支払いします。ただし、**資産の運用実績によっては、配当金をお支払いできないことがあります。**

●配当金は明治安田所定の利率*で積み立てておき、ご契約者から請求があったとき、または、死亡保険金や返戻金等をお支払いするときにあわせてお支払いします。

*この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。

●満期保険金のすえ置支払いをご選択された場合、配当金もあわせてすえ置られます。

Q 参照 適用される利率については明治安田ホームページ(裏表紙参照)をご覧ください。

●保険期間中はいつでもご契約を解約・減額して返戻金を受け取ることができます。なお、解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。

●**返戻金額は市場価格調整を適用して計算されます。このため、返戻金額が一時払保険料(基本保険金額)を下回り、損失が生じるおそれがあります。**

【解約返戻金の例】

<契約例>

被保険者の契約年齢：60歳 性別：男性

予定利率：2.00% 計算日に定める利率：下表のとおり

計算日に明治安田が定める率：0.05%

保険期間：15年 一時払保険料：1,000万円

経過 年数 (年)	解約返戻金額(万円)									
	計算日に 定める利率 3.00%(1.0%上昇)		計算日に 定める利率 2.50%(0.5%上昇)		計算日に 定める利率 2.00%(±0%)		計算日に 定める利率 1.50%(0.5%低下)		計算日に 定める利率 1.00%(1.0%低下)	
	返戻率(%)		返戻率(%)		返戻率(%)		返戻率(%)		返戻率(%)	
1	851	85.1	911	91.1	976	97.6	1,045	104.5	1,120	112.0
3	884	88.4	937	93.7	994	99.4	1,054	105.4	1,118	111.8
5	902	90.2	947	94.7	995	99.5	1,045	104.5	1,098	109.8
7	921	92.1	957	95.7	996	99.6	1,036	103.6	1,077	107.7
10	950	95.0	973	97.3	997	99.7	1,022	102.2	1,047	104.7
13	979	97.9	989	98.9	999	99.9	1,008	100.8	1,018	101.8
15	1,000	100.0	1,000	100.0	1,000	100.0	1,000	100.0	1,000	100.0

※解約返戻金額は、計算日に定める利率と、適用されている予定利率との利率の変動幅が+1.0%、+0.5%、±0%、-0.5%、-1.0%の場合において、計算日に定める利率に0.05%を加算した市場価格調整を適用して万円未満を切り捨てて表示しています。

※返戻率は、「解約返戻金額÷一時払保険料(基本保険金額)×100」の値を小数第2位以下を切り捨てて表示しています。

※経過年数は、契約日から各年の契約応当日の前日までの年数を表示しています。

! 上記の数値は計算例です。具体的な数値は「生命保険ご提案書」にてご確認ください。

Q 参照 返戻金の計算方法についてくわしくは、25・26ページをご覧ください。

■市場価格調整

- 市場価格調整とは、市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を返戻金額に反映させる手法をいいます。このため、解約または減額等の際の市場金利に応じて返戻金額が増減します。
- 具体的には、解約または減額等の際の市場金利がご契約時と比較して上昇した場合には、返戻金額は減少することがあり、逆に、低下した場合には返戻金額は増加することがあります。
- 満期日の直前1ヵ月間は市場価格調整率がゼロとなるため、返戻金額*1は積立金額と基本保険金額のいずれか小さい金額と同額になります。

*1 減額した場合は、その割合に応じた金額となります。

■返戻金の計算方法

- 返戻金額は次のとおりとなります。なお、減額した場合は、その割合に応じた金額となります。

以下のいずれか小さい金額

- 計算日*2における積立金の額×(1－市場価格調整率)
- 基本保険金額×(1－市場価格調整率)

$$1 - \left(\frac{1 + \text{適用されている予定利率}^{*3}}{1 + \text{計算日に定める利率}^{*4} + \text{計算日における明治安田が定める率}^{*5}} \right) \times \text{残存月数}^{*6} \div 12$$

- *2 所定の書類が明治安田に到達した日、または、明治安田の定める方法により手続きが完了した日をいいます。
- *3 計算日にこの保険契約に適用されている予定利率とします。
- *4 指定通貨(円)および保険期間に応じて、計算日に明治安田が定める利率とします。
- *5 返戻金額の計算に用いる利率を設定する時期と計算日の間に生じる金利変動や、運用資産の売却に係る取引費用等に備えるため、返戻金額を計算する際の市場価格調整において0.1%を上限として明治安田が定めた率(2026年9月時点では0.05%としています。なお、この率は将来変更される場合があります)を設定しています。
このため、契約時の市場金利と計算日の市場金利が同一であっても、計算日の積立金に対して所定の率が控除されます。
- *6 計算日から起算して、所定の保険期間の満了日までの月数をいい、1ヵ月未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

計算日における積立金額に対して控除される割合(控除率)の例

保険期間:7年の場合

【適用されている予定利率:1.50% 計算日に定める利率:1.50%
計算日における明治安田が定める率:0.05% の場合】

残存年数	7年	6年	5年	4年	3年	2年
控除率	0.35%	0.30%	0.25%	0.20%	0.15%	0.10%
残存年数	1年	0年				
控除率	0.05%	0.00%				

保険期間:10年の場合

【適用されている予定利率:1.50% 計算日に定める利率:1.50%
計算日における明治安田が定める率:0.05% の場合】

残存年数	10年	9年	8年	7年	6年	5年
控除率	0.50%	0.45%	0.40%	0.35%	0.30%	0.25%
残存年数	4年	3年	2年	1年	0年	
控除率	0.20%	0.15%	0.10%	0.05%	0.00%	

保険期間:15年の場合

【適用されている予定利率:2.00% 計算日に定める利率:2.00%
計算日における明治安田が定める率:0.05% の場合】

残存年数	15年	14年	13年	12年	11年	10年
控除率	0.74%	0.69%	0.64%	0.59%	0.54%	0.49%
残存年数	9年	8年	7年	6年	5年	4年
控除率	0.45%	0.40%	0.35%	0.30%	0.25%	0.20%
残存年数	3年	2年	1年	0年		
控除率	0.15%	0.10%	0.05%	0.00%		

※残存年数は所定の保険期間の満了日までの年数を表示しています。

※控除率は契約日時点および契約応当日前日時点における控除率を、それぞれ小数第3位以下を切り上げて表示しています。

7

お客さまにご負担いただく諸費用について

この商品にかかる費用は「契約初期費用」「保険契約関係費用」の合計額となります。

 **参照** 諸費用についてくわしくは、27ページをご覧ください。

8

「金利変動リスク」について

この商品は、「金利変動リスク」により損失が生じるおそれがあります。

 **参照** 「金利変動リスク」についてくわしくは、28ページをご覧ください。

注意喚起情報

- 「注意喚起情報」には、ご契約のお申し込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しています。
- 特に、保険金等をお支払いできない場合等、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分については、あらかじめご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- この「注意喚起情報」のほか、ご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。



お客さまにご負担いただく諸費用について

この商品ではお客さまには以下の「■ 契約初期費用」「■ 保険契約関係費用」の合計額を負担していただきます。

■ 契約初期費用

- ご契約の締結にかかる費用として、保険期間に応じ、一時払保険料(基本保険金額)に対して以下の契約初期費用率を上限とする率を乗じた額を契約時に控除します。
- ※契約初期費用率は、予定利率によって異なるため、すべてを表示してはおりません。

保険期間	契約初期費用率
7年	2.800%(上限)
10年	4.000%(上限)
15年	4.800%(上限)

■ 保険契約関係費用

- ご契約後、以下の費用を積立金から毎年控除します。

ご契約の維持・管理等に必要な費用	被保険者の契約年齢、性別およびご契約後の経過期間等により異なるため、表示しておりません。
満期保険金・死亡保険金にかかる費用	

「契約初期費用」「保険契約関係費用」は一時払保険料以外に別途お払い込みいただくものではありません。満期保険金額・死亡保険金額・返戻金額等は、すでにこれらの費用が差し引かれた後の金額となります。



この商品にかかるリスク(損失が生じるおそれ)について

この商品は「金利変動リスク」があります。
このリスクはご契約者が負います。

■ 金利変動リスク(市場価格調整)

- 解約・減額する場合の返戻金額の算出にあたり、市場金利の情勢に応じた運用資産の価値の変動を返戻金額に反映させる市場価格調整を適用します。そのため、返戻金額が一時払保険料(基本保険金額)を下回り、損失が生じるおそれがあります。

8日以内であれば、お申し込みの撤回またはご契約の解除を することができます(クーリング・オフ制度)

- ご契約の申込日または本書面の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内(土・日・祝日、年末年始等の休日を含みます)であれば、**書面または電磁的記録*によりお申し込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申し込みの撤回等」)**をすることができます。この場合には、お払い込みいただいた金額をお返しいたします。

*電磁的記録によるお申し出の主たる窓口として、明治安田ホームページ(裏表紙参照)の専用申出フォーム(以下「専用申出フォーム」)からお申し出いただく方法を設定しております。

- お申し込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)または専用申出フォームによるお申し出時に効力を生じます。書面によるお申し込みの撤回等の場合は、郵便により次の①～③の内容を記載した書面を明治安田あて上記期限内に発信してください。【お申し込みの撤回等の書面記入例】

- ①ご契約者の氏名(自署)・フリガナ・住所・電話番号
- ②保険契約申込日・商品名・一時払保険料・契約者
ご本人名義の返金先口座(金融機関・支店名、
預金種目、口座番号、口座名義人氏名[カナ・漢字])
- ③お申し込みの撤回等をする旨の文言

【書面の送付先】

〒135-0016 東京都江東区東陽2-2-11

明治安田生命保険相互会社

金融代理店サービスオフィス

※書面は、個人情報保護の観点から、
封書によるお申し出をおすすめします。

明治安田生命保険相互会社 行
私は20〇〇年〇月〇日に〇〇銀行〇〇支店にて
申し込んだ下記契約の申し込みを撤回します。

申込者(ご契約者) ^{フリガナ} 〇〇〇〇〇
商品名 〇〇〇〇〇
一時払保険料 〇〇〇,〇〇〇
返金先口座 〇〇銀行 〇〇支店
(契約者 普通 口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
ご本人口座に 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
限ります) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇
(日中連絡先を記載ください)
氏名 〇〇〇〇〇
(ご契約者が自署してください)

- Q 参照** クーリング・オフ制度についてくわしくは、「ご契約のしおり 定款・約款」をご確認ください。

告知について

- ご契約者や被保険者の告知は不要です。

一時払保険料相当額のお払い込みが完了したときから、 明治安田はご契約上の責任を開始します(保障の開始)

- お申し込みいただいたご契約を明治安田が承諾した場合には、一時払保険料相当額のお払い込みが完了したときから、ご契約上の保障が開始されます。
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと明治安田の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して明治安田が承諾したときに有効に成立します。

次のような場合には、 死亡保険金をお支払いできないことがあります

- 免責事由に該当する場合(例:責任開始日から3年以内における被保険者の自殺による死亡、ご契約者または死亡保険金受取人の故意による被保険者死亡等)。
- 死亡保険金を詐取する目的で事故を起こしたとき(未遂を含みます)や、ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約が解除された場合。
- 保険契約について、詐欺の行為がありご契約が取消しとなった場合や、死亡保険金の不法取得目的の行為がありご契約が無効となった場合。

解約・減額と返戻金について

- 保険期間中はいつでもご契約を解約・減額して返戻金を受け取ることができます。なお、解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。この保険には**お客さまにご負担いただく諸費用や市場価格調整があるため、返戻金額が一時払保険料(基本保険金額)を下回り、損失が生じるおそれがあります。**
- Q 参照** お客さまにご負担いただく諸費用については、27ページをご覧ください。
- Q 参照** 返戻金額の計算方法については、25・26ページをご覧ください。
- 基本保険金額の減額は、以下の範囲で取り扱います。この場合、その割合に応じて返戻金を受け取ることができますが、満期保険金額および死亡保険金額もその割合に応じて減額されます。
 - 減額後の基本保険金額が100万円以上、かつ、10万円単位となること。

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。
- 明治安田は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

詳細に関するお問い合わせ先:

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

〔月曜～金曜(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時〕

ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>

現在ご契約の保険契約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約のお申し込みをご検討されている方へ

- 現在ご契約の保険契約を解約・減額するときは、一般的に次の点について、ご契約者にとって不利益となります。
 - 多くの場合、返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。
 - 新たなご契約は、現在のご契約と予定利率等が異なる場合があります。予定利率等が異なった場合、新たなご契約の保険金・給付金等は現在のご契約の金額を下回る場合があります。
 - 現在のご契約と新たなご契約とで支払事由が異なることにより、現在のご契約の保障内容が新たなご契約では保障されない場合があります。
 - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。

相互会社の社員の権利義務について

- 明治安田は相互会社の形態をとっており、保険業法に基づき、意思決定機関として「総代会」を設置しています。相互会社では、ご契約者お一人おひとりが会社の構成員すなわち「社員」となります。社員の権利には、保険金等の支払請求権、社員の代表たる総代を選出する社員投票の権利等があり、主な義務としては保険料の払込義務があります。

生命保険の税金について

生命保険料控除について

お払い込みいただいた一時払保険料は、その年の一般の生命保険料控除の対象となります。その年にお払い込みいただいたほかの生命保険料と合算し、一定の金額が総所得金額から控除されます。

※一時払のため、当該年のみの適用となります。ご契約2年目以降は適用の対象となりません。

※個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の対象とはなりません。

満期保険金受取時にかかる税金について

ご契約者(保険料負担者)、受取人の関係によって、下表のとおり異なります。

ご契約例	税の種類
受取人がご契約者自身の場合	所得税(一時所得)・復興特別所得税・住民税
受取人がご契約者以外の場合	贈与税

満期保険金をすえ置いた場合も、満期時にお受け取りいただいたものとして課税されます。また、すえ置利息は雑所得の課税対象となります。すえ置いた満期保険金およびすえ置利息をお受け取りいただいた場合、別途申告が必要になることがあります。

返戻金受取時にかかる税金について

ご契約を解約、減額された場合などの返戻金が一時払保険料を上回る場合、その差益は下表のとおり課税対象となります。

ご契約後の期間	税の種類
契約日から5年超	所得税(一時所得)・復興特別所得税・住民税
契約日から5年以内	所得税・復興特別所得税・住民税 【源泉分離課税】

一時所得の課税対象額は以下のように計算します。

課税対象額 = {満期保険金や返戻金 - 必要経費(既払込保険料) - 特別控除(50万円限度)} × 1/2

※ほかの一時所得と合算します。

※「必要経費」とは既払込保険料です。ただし、減額された際の必要経費は、返戻金既払込保険料以下の場合、返戻金と同額となり課税所得は発生しません(最終的に返戻金受取時に清算されます)。

■ 死亡保険金受取時にかかる税金について

ご契約者(保険料負担者)・被保険者・死亡保険金受取人の関係によって、相続税、所得税(一時所得)・復興特別所得税・住民税、または贈与税の対象となります。

※ご契約者と被保険者が同一で、死亡保険金受取人が相続人の場合、
500万円×法定相続人の数(相続を放棄した人を含む)が非課税扱いとなります。

【ご契約例】

	ご契約者(保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人	税の種類
①	本人	本人	配偶者(子)	相続税
②	本人	配偶者(子)	本人	所得税(一時所得)・復興特別所得税・住民税
③	本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

Q 参照 税務の取り扱いについて詳しくは、「ご契約のしおり 定款・約款」をご覧ください。

※本書面に記載されている税務の取り扱い等については、2026年9月現在の税制に基づくものです。今後、税制の変更に伴い、保険料のお払い込み、保全お手続き、保険金等のお受け取り、相続等に関する税務の取り扱いが変わる場合があります。なお、個別の取り扱いについては、所轄の税務署や税理士等専門家に必ずご相談・ご確認ください。

10 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・ご相談について

- ご契約に関する苦情・ご相談、ご契約内容の照会、各種お手続きについては、「明治安田コミュニケーションセンター」へご連絡ください。

明治安田コミュニケーションセンター

月曜～金曜 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00
(いずれも祝日・年末年始を除く)



ようこそ ハロー
0120-453-860

- この商品にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
なお、「生命保険相談所」が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

11

保険金・返戻金等のご請求について

- 電話での解約手続きには、受取口座と、携帯電話番号または暗証番号の事前登録が必要です。また、WEBでの解約手続きには、受取口座とワンタイムパスワード受信のための携帯電話番号の事前登録が必要です。
- お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに「明治安田コミュニケーションセンター」にご連絡ください。
- 明治安田からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者が住所等を変更された場合には、必ず明治安田にご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり 定款・約款」・ホームページ(裏表紙参照)に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

ご契約のしおり 定款・約款(MY Web約款)のご案内

「ご契約のしおり 定款・約款」は以下の2種類の方法でご確認いただけます。

1 二次元コード(下記コード)



こちらからアクセスして、
「いつでも」「どこでも」「簡単に」
ご確認いただけます



2 明治安田ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)からもご確認いただけます。

明治安田トップページの「コンテンツ」から



金融機関 窓口販売用
を選択ください。

■ 「ご契約のしおり 定款・約款」の冊子をご希望のお客さま

- ・お申し込み手続きの際に、「ご契約のしおり 定款・約款」の冊子をご希望を確認させていただいております。ご希望いただきました保険契約者さまには、後日発送いたします。
- ・お申し込み後でも、「ご契約のしおり 定款・約款」の冊子をご希望される場合は請求いただくことができます。ご希望の場合は、「明治安田コミュニケーションセンター」へお申し出ください。

※これらのサービス・取扱条件は、2026年10月現在のものであり、将来変更される場合があります。

出典
1

＜1ヵ月の生活費＞総務省統計局「家計調査(家計収支編)」
(2024年平均)総世帯のうち勤労者世帯の1ヵ月あたりの
実支出

出典
2

＜結婚資金＞ゼクシィ「結婚トレンド調査2024」結納・婚約から新婚旅行までにかかった費用総額(推計値)

出典
3

＜旅行費用＞(公財)日本生産性本部「レジャー白書 2025」
年間平均活動回数・年間平均費用により1回あたりの費用を
算出

出典
4

＜老後生活費(基本生活費)＞総務省統計局「家計調査(家計収支編)」(2024年平均)高齢夫婦無職世帯の1ヵ月あたりの実支出

出典
5

＜老後生活費(ゆとりある老後生活費)＞(公財)生命保険文化センター「2025年度 生活保障に関する調査」(2026年1月発行)夫婦2人で経済的にゆとりある老後生活を送るために必要だと考える費用

出典
6

＜相続税額＞国税庁「令和6年分 相続税の申告事績の概要」

出典
7

＜教育資金＞文部科学省「令和5年度 子供の学習費調査」
「私立大学等の令和5年度入学者に係る学生納付金等調査結果」
「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」(令和6年
4月1日施行)、(独)日本学生支援機構「令和4年度 学生生活
調査」(大学昼間部)に基づき明治安田作成

出典
8

＜住宅購入資金＞住宅金融支援機構「フラット35利用者調査
2024年度」

出典
9

＜住宅リフォーム資金＞国土交通省「令和6年度 住宅市場動向調査」

出典
10

＜介護の費用＞(公財)生命保険文化センター「2024年度 生命保険に関する全国実態調査」

出典
11

＜お墓の建立費用＞(一社)全国優良石材店の会「第38回(2025)全国統一全優石お墓購入者アンケート調査」(お墓建立費用の全国平均額)に基づき明治安田作成

MEMO

お客さま専用サイト MYほけんページの初期登録の方法

お客さま専用サイト「MYほけんページ」について詳しくは13ページへ

STEP 1 「MYほけんページ」紹介ページへアクセス

- 1 お手元に「MYほけんページIDのお知らせ」をご準備ください。

▼MYほけんページIDのお知らせ

MYほけんページID	999-9999-9999-99999
------------	---------------------

- ★契約成立後、2週間程度で発送しますので、到着後は大切に保管ください。
- ★封書で通知される場合があります。

- 2 スマートフォン等で二次元コードを読み取り、明治安田公式ホームページ内の「MYほけんページ」紹介ページへアクセスしてください。



STEP 2 初期設定

- 3 「新規登録」を押下後、「②ログインパスワード登録」まで画面をスクロールしてください。登録済みの暗証番号(4桁)を「覚えている」、ログインパスワードについて「初めての登録」を押下ください。

- 4 「MYほけんページID」、「生年月日」、「登録済みの暗証番号(4桁)★」を入力し、「次の画面へ」を押下ください。

- ★新契約申込時にお客さまが設定した4桁の「暗証番号」を入力ください。

STEP 3 ログインパスワードの設定

- 5 「ログインパスワード」を設定してください。英数字混在8~20桁で入力後、「次の画面へ」を押下ください。

「ログインパスワード」の設定が完了したら、「ログイン」を押下ください。「ログインパスワード」は忘れないようにメモをとるなど、お客さまご自身で管理ください。

- 6 4で入力した「登録済みの暗証番号(4桁)★」を再入力し、「送信」を押下ください。

- ★新契約申込時にお客さまが設定した4桁の「暗証番号」を入力ください。

STEP 4 メールアドレスの登録

- 7 メールアドレスの登録をしてください。「登録・変更」にチェックを入れ、メールアドレスを入力してください。

「入力完了」を押下すると「MYほけんページ」のご利用が可能になります。

ご契約の際には、「ご契約のしおり 定款・約款」および本書面をご確認ください。

「ご契約のしおり 定款・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。

〔「ご契約のしおり 定款・約款」記載事項の例〕

- お申し込みの撤回または解除(クーリング・オフ制度)について
- 告知について
- 保険金をお支払いできない場合について
- 配当金について
- 解約と返戻金について
- 生命保険契約者保護機構について

「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」はお申し込みいただくご契約の内容や、ご契約に伴う重要なことからのうち、特にご確認・ご注意いただきたい事項を記載しています。

生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと明治安田の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して明治安田が承諾したときに有効に成立します。

募集代理店からのお知らせ

- この商品にご契約いただくか否かが、募集代理店におけるお客さまのほかのお取引に影響を及ぼすことはありません。
- 募集代理店の苦情・ご相談の受付先については募集代理店にご確認ください。
- この商品は明治安田生命保険相互会社を引受保険会社とする**生命保険**です。このため、預金とは異なり、預金保険制度の対象ではなく、また、元本割れすることがあります。

明治安田コミュニケーションセンター

月曜～金曜 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00

(いずれも祝日・年末年始を除く)



ようこそ ハロー
0120-453-860

募集代理店

引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1

電話 03-3283-8111(代表)

ホームページ <https://www.meijiyasuda.co.jp/>